

柏崎刈羽原子力発電所 指摘事項に対する回答整理表(工認) 本文(五号)整合性説明書

提出年月日:2020年8月24日  
東京電力ホールディングス株式会社

NO	図書		指摘日	コメント内容	回答日	状況	回答	資料等への 反映箇所	備考
1	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	(その6):火災防護設備 P.25 2020/5/19	火災感知設備について、設置許可では中央制御室で常時監視できる設計とされていたが、設計及び工事の計画では中央制御室等で常時監視できる設計とされていることの妥当性を説明すること。		今回回答	一部、人が常駐している正門警備所にて監視している火災感知設備があるが、これらの受信機が作動した際は、速やかに中央制御室に連絡することとしています。	KK7添-1-001-01改1 発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書 (その6):火災防護設備 P.25	
2	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	(その14):中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所 P.3 2020/6/22	中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断することとなる事象について、「低温」を追記することを検討すること。		検討中	—	—	
3	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	(その14):中央制御室、通信連絡設備、緊急時対策所 P.14 2020/6/22	「指示要員」を「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」と定義付けした箇所以降において、「指示要員」を用いていない箇所があるため、記載について検討すること。		検討中	—	—	
4	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	全般 2020/6/22	設工認の記載が本文五号の内容を総括していると記載している箇所について、「総括」では、設工認の記載が本文五号と同等もしくはそれ以上であることが示されていないため、記載の仕方を検討すること。		検討中	—	—	
5	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	(その11):放射線管理施設 P.13他、全般 2020/6/22	本工事計画の対象外としている設備については、その理由を説明すること。		検討中	—	—	
6	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	(その13):常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備 P.5 2020/6/22	先行と比較して、破線の引き方が異なる部分についてその理由を説明すること。		検討中	—	—	
7	—	発電用原子炉の設置の許可(本文五号)との整合性に関する説明書	(その13):常用電源設備、非常用電源設備、補機駆動用燃料設備 P.26 2020/6/22	直流125V蓄電池7Aと直流125V蓄電池7A-2とを合わせて1組であることを明確にすること。		検討中	—	—	
8	—	V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書	(その8):原子炉冷却系統施設 p37 2020/6/29	別の説明書に記載していることをもって整合しているとしている部分については、その整合性を具体的に説明すること。		検討中	—	—	
9	—	V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書	(その9):計測制御系統施設 p45 2020/6/29	先行と比較して、破線の引き方が異なる部分について、その理由を説明すること。		検討中	—	—	
10	—	V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整合性に関する説明書	(その12):原子炉格納施設 P69 2020/7/2	「非常用ディーゼル発電設備」、「非常用交流電源設備」と用語が混在しているため、適切な用語に統一すること。		検討中	—	—	